

部会の設置について（案）

守山市環境基本条例では「審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める（第18条第2項）」とされており、**守山市環境審議会運営規則の第4条**には、下記の事項等が定められている。

- 会長は、特定の事項を調査または審議するため、必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 部会に部会長および副部会長を置き、部会の委員の互選によって定める。
- 部会長は、部会の事務を総括し、部会の経過および結果を審議会に報告する。

以上に基づき、第3次環境基本計画策定にあたり、**脱炭素化に関する事項について調査・審議を行うため、脱炭素部会を設置する。**

<脱炭素部会員（案）>

区分	所属	役職名	氏名
1号委員 (学識経験者)	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター	主任研究員	河瀬 玲奈
	立命館大学	教授	島田 幸司
3号委員 (市民代表)	滋賀県地球温暖化防止活動推進員		松田 明子
4号委員 (事業者代表)	山水会	会長	池尻 澄雄
	守山商工会議所	会頭	大崎 裕士
	関西電力送配電株式会社 滋賀支社	支社長代理	木崎 正治
	大阪ガス株式会社	滋賀地区支配人	津田 浩志